

大阪市規則第114号

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(認定申請及び添付図書等) 第3条の2　[略] 2　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号又は令 <u>第137条の12第12項</u> に係るものには、前条第1項の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。 [3～6　略] 7　前条第2項の規定は、規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち令 <u>第137条の12第11項</u> に係るものに準用する。 [8～12　略]	(認定申請及び添付図書等) 第3条の2　[同左] 2　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号又は令 <u>第137条の12第7項</u> に係るものには、前条第1項の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。 [3～6　同左] 7　前条第2項の規定は、規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち令 <u>第137条の12第6項</u> に係るものに準用する。 [8～12　同左]
備考　表中の[　]の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。